

(資料6)



雇児発第0208005号

平成14年2月8日

各 都道府県知事 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長

慢性疾患児家族宿泊施設（「親子なごみの家」）
施設整備事業の実施について

小児医療の充実を図るため、慢性疾患に罹患している児童の家族に対して医療機関等に慢性疾患児家族宿泊施設（「親子なごみの家」）を整備することとし、別紙「慢性疾患児家族宿泊施設施設整備事業実施要綱」を定めたので通知する。

なお、管内市町村、医療機関等関係機関に対し、本事業を周知されたい。

また、本事業は、皇孫殿下御誕生に際しての慶祝事業として実施するものでもあること及び平成13年度補正予算により行う事業であることに留意の上、速やかな事業の実施を図られたい。

別紙

慢性疾患児家族宿泊施設施設整備事業実施要綱

1 目的

この事業は、慢性疾患児の家族が患児の付添のために医療機関等に滞在できる宿泊施設（「親子なごみの家」）を整備することにより、遠隔地から入院した児童の療養環境の向上及び慢性疾患児及びその家族の経済的・精神的負担の軽減に資することを目的とする。

2 補助対象

都道府県、市町村、医療法人、その他厚生労働大臣が適当と認める者が行う慢性疾患児家族宿泊施設（「親子なごみの家」）の施設整備事業

3 運営方針

- (1) 施設の利用対象者は、慢性疾患等により医療機関に入院中若しくは通院中の児童及びその家族とすること。
- (2) 費用を徴収する場合は、光熱水料等の実費程度とすること。

4 整備基準

- (1) 設置場所は、原則として病院の敷地内若しくは隣接地とするが、これにより難しい場合には、当省に協議すること。
- (2) 居室は個室とし、家族での宿泊や長期滞在にも支障を期さないよう配慮すること。

また、できる限り相談室やプレイルーム等の共用部分を設けるよう配慮すること。